

この機関紙は、施設長用と職員回覧用の2部をお届けします。
職員への回覧を忘れないようにしましょう。できるだけ職員に
情報を提供し、サービスの向上を図りましょう。

第4号 平成8年(1996年)9月1日

— 仮称 —

な い - ぶ

視情協通信 N A I I V

(発行) 〒550 大阪市西区江戸堀1-13-2 盲人情報文化センター内
全国点字図書館協議会事務局

(仮称 全国視覚障害者情報提供施設協議会)

TEL 06-441-0015 FAX 06-441-0039

主 な 内 容

施設長さん、決断の時です	川越利信	1
部会名称・会則等に関するアンケート集計結果報告		3
講演記録 これからの点字図書館に望むこと	河野康徳	10
短 信		
訃報 實本博次日盲委会長ご逝去		15
大会フォーラム発題者募集		16
視覚障害者用DAISYフィールドテストのお知らせ		16
お知らせとお願い		16

施設長さん、決断の時です

川 越 利 信

施策の多くは、たとえば試みの事業を展開する人たちの行政への働きかけや障害者団体などの要求運動があり、長い時間をかけて制度化されるのが普通である。しかし、点字図書館の在り方については、事情が異なる。どちらかと言えば、制度の方が先行している、と言わざるを得ない。点字図書館の現場に生きる人間からすれば、あまりにも不甲斐ない話ではある。

昭和58年、秋、金沢で開催された点字図書館大会で、当時、厚生省更生課の専門官であった河野康徳氏に、「これからの点字図書館に望むこと」と題して講演をしていただいた。本号ではその講演記録を掲載しているが、どうでしょうか、今なお十分に通じる内容だと思いませんか？ 残念ながら、当時、やがて訪れる情報社会に対する認識と障害者福祉全般に対する認識に

差がありすぎて（本当は逆でなければならぬ筈なのに）、点字図書館部会は河野康徳氏の講演に耳をかさなかった。というよりも、内容を租借できなかった、と言った方が正確だろう。その結果、点字図書館は、サービス内容の拡充と機能充実の機会を失ったのである。

平成2年、福祉8法改正の折、身体障害者福祉法の上から「点字図書館」は点字出版施設とともに消え、「運営基準」においてわずかによすがを残すのみとなった。

昭和58年の河野提案に対しては、将来の情報化社会への見通しや障害者福祉施策などに対する認識のズレがあったとは言え、ともかくも点字図書館部会は自らの意志で、これを拒否し、「点字図書館」にこだわった。そして、その後も極めて限定された「点字図書館」の名において、しかし厚生省とは四つにくめないままほとんど犬の遠吠えにもならないような声で形式的かつ惰性的に人件費増などの要求を続けた。成果のある筈もない。いかに滑稽で、空しい行為であったことか。

それよりも、私たちが反省すべき問題は、身障法第33条への対応の怠慢ぶりである。点字図書館部会も点字出版部会も、昭和58年の河野提案から平成2年の法改正に至るまで、もちろんその後も、イエスともノーとも言わず、もちろん代案のひとつも出していない。個々人の思いがどうであったにしろ、私たちは、視覚障害者の情報環境を守る専門職能団体である誇りも責任も、自ら放棄したことにならないか。私たちは、事業を充実発展させる段階で社会や行政への対応を誤ったのではないだろうか。私たちの選択は、ほん

とうに間違っていなかっただろうか？

厚生大臣諮問から5年、法改正から6年、合わせて10年以上が経過した今、私たちはいったい何を考え、何をしたらいいのでしょうか。

全点協加盟館90館中、71館は人件費5人以上の公的補助金を得ている。自力経営館はともかく、少なくとも厚生省認可館の場合、各地域における視覚障害者の情報拠点として、激変する情報環境に立ち向かう責任から逃れられないように思う。各地域の情報拠点としての役割を担おうとするとき、「点字図書館」の看板とその「運営基準」では、あまりにも限度がある。看板や「運営基準」を何とかしなければ、動きがとれないことに気付く。そのような機運が高まる中で、去年の全点協名古屋大会における館長研修（館長会議）では、盛田義弘氏（石川県）の身障法第33条と点字図書館に関する発表が、点字図書館部会に大きなインパクトを与えた。これを受け、点字図書館部会では、企画委員会および政策委員会（評議員会）で検討を加え、部会名称等変更に関して決定した。そして、去る6月に行われた平成8年度日盲社協仙台大会の事業部会において、昭和58年の河野提案に対して13年ぶりに対応すべく、部会名称変更、運営基準改訂案作成、会則改訂等に関する提案を行った。しかし、加盟施設間の認識の差は大きく、総意可決できないまま、来る10月に開催される全点協岡山大会に持ち越されることになった。

仙台大会の後に加盟施設にアンケート調査を行ったところ、集計結果報告のとおり、点字図書館部会政策委員会提案に賛成する施設数が上回った。

私たちはいまようやく、社会や行政と柔軟に対話をして、この恐ろしく早いテンポで激変してゆく情報環境に対応し、視覚障害者の「目」の代わりの役割を果たすべく、サービス内容の拡充と機能充実の可能性を意味する「視覚障害者情報提供施設」としての在り方を模索しようとしている。そう考える施設数が半数を上回ってきた。決断し、行動する時がきたように感じる。

実際の現場を担当している1人ひとは、視覚障害者への情報サービスに

意欲的である。たとえば「てんやく広場」のような国際的に見ても最高級の一次・二次資料を合わせ持つ、わが国唯一のデータベースのオンラインネットワークを構築するなど、頑張っている。いま私たち施設長の大切な仕事は、私たちの施設が身障法第33条に基づいている事実を踏まえて、「視覚障害者情報提供施設」としての現在および将来の在り方に関する選択を間違わないことである、と私は考えている。

部会名称、会則等に関する アンケート集計結果報告

先日、皆様にお願ひしたアンケートの回答を集計してみました。8月14日現在、63館から回答がありました。

なお、視情協通信第2号でお知らせしましたように、7月19日開催の日盲社協企画委員会で部会再編の案が出されました。その結果、点字図書館部会と点字出版部会は統廃合され、「情報提供施設部会」に変更する旨の原案が出されております。しかし、このアンケートは、現行の6部会を前提にしたものです。統廃合の動きについては次号で扱います。

【質問項目】

1. 組織名称の変更について
 - (1) 「点字図書館部会」を「情報サービス部会」に変更することについて
 - (2) 「全国点字図書館協議会」を「全国視覚障害者情報提供施設協議会」に変更することについて
 - (3) 名称変更の実施時期について
2. 身障法第33条に伴う「視聴覚障害者情報提供施設」運営設置基準の改訂について
3. 会則等の改正について
 - (1) 部会規約の改正について
 - (2) 協議会会則の改正について

【集計結果】（回答数63施設。数字は施設数）

1 組織名称について

(1) 部会名称「点字図書館部会」を「情報サービス部会」に変更することについて

賛成	54	反対	7	無回答	1	判断できない	1
----	----	----	---	-----	---	--------	---

(2) 協議会名称「全国点字図書館協議会」を「全国視覚障害者情報提供施設協議会」に変更することについて。

賛成	54	反対	6	無回答	1	保留	2
----	----	----	---	-----	---	----	---

(3) 名称変更の実施時期

なるべく早い時期に	9	8年12月9日(障害者の日)	1
実質的に可能な時期から	1	9年1月	1
来年度国家予算編成(概算要求)時期に間に合うように	1	9年4月	14
8年度中	1	9年11月	1
8年7月	1	保留	1
8年9月から11月中に	1	無回答	16
8年10月(大会時)	15		

2 運営設置基準の改訂について

改訂を要望	36	現状のまま	18	無回答	6	その他	3
-------	----	-------	----	-----	---	-----	---

3 会則等の改正について

(1) 部会規約の改正について

必要	39	必要ない	11	無回答	9	その他	4
----	----	------	----	-----	---	-----	---

(2) 協議会会則の改正について

必要	39	必要ない	12	無回答	8	その他	4
----	----	------	----	-----	---	-----	---

以下は、アンケートに寄せられたさまざまなご意見です。

1 組織名称について

(1) 部会名称「点字図書館部会」を「情報サービス部会」に変更する
賛成の上での意見：

- ・情報内容が広がって来ているから。
- ・音訳図書も増加の傾向にある。
- ・録音図書が主流をなしている今日、早急に改名を要する。
- ・激変する情報環境に対応するために必要。
- ・法律は平成2年に改変されている。早急に対応して視覚障害利用者の利益を考慮すべきである。
- ・図書館というニュアンスを残して、視覚障害者が利用するところという位置づけを残したい。また、図書館法(将来的に)との兼ね合いも存続させておきたい。
- ・名称には格調と整合性が必要。
- ・「情報サービス」というとどういう施設かその都度、説明が必要な気がする。

新名称(案)

- ・「視覚障害者情報サービス部会」
- ・「情報提供施設部会」
- ・「情報提供部会」

反対意見：

- ・今の名称がそのものずばりでわかりやすい。
- ・点字図書館部会・全点協ともに当面変更の必要はないと考える。しかし、変更の提案に強く反対する意向はない。なお、この変更は点字図書館部会に限るものであり、出版部会には無関係と理解する。
- ・現行のままでよい。点字図書館部会の名称では大蔵省に対する予算要求の説明ができないとは考えられない。それでは厚生省は何をしているかということになりませんか。
- ・法33条では「視聴覚障害者情報提供施設」として規定しているが、「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」(局長通知)第3章の施設種別では点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設と区分されている。
- ・当館の職員の中では反対意見の方が多い。それは、これまで培ってきた図書館業務(それでも不十分なことばかりですが)をもっと充実させていきたいという職員の希望です。名案はないですが、できれば図書館という名称を残してほしい。

その他

- ・岡山大会の決定を尊重します。

(2) 協議会名称「全国点字図書館協議会」を「全国視覚障害者情報提供施設協議会」に変更する

「賛成だけれど以下の点について疑問が残ります」という意見：

- ・字数が多すぎる。簡略可能かどうか。通称名を考えて付けた方がよい。

- ・図書館部会と全点協の関係を明らかにしてほしい。（以前、図書館部会職員研修会として行われていた行事が、突然、全点協大会としてご案内いただき、当館としては職員研修会なら出席しやすいが、大会となると出席しにくい。）
- ・新名称になった場合、公共図書館の視覚障害者サービス部門との関わりをどう考えるか。例えばそれらの協議会への編入等について。

反対意見：

- ・法33条では「視聴覚障害者情報提供施設」として規定しているが、「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」（局長通知）第3章の施設種別では点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設と区分されている。
- ・現行のままでよい。視覚障害者情報提供施設（協議会）ということになると点字出版所も入る前提になり、おかしいということになりませんか。
- ・施設協議会にすると点字図書館、点字出版施設の関係を整理する必要がある。点字出版施設も包含するのか。
- ・点字図書館部会・全点協ともに当面変更の必要はないと考える。しかし、変更の提案に強く反対する意向はない。なお、この変更は点字図書館部会に限るものであり、出版部会には無関係と理解する。
- ・全国的に見ても施設名称は圧倒的に「点字図書館」が多いし、対外的にわかりやすいので現行のままでよい。

その他

- ・岡山大会の決定を尊重します。

2 運営設置基準の改訂について

「改訂を要望する」につけられた意見：

- ・改正案については全面的に認知したいと思うが、個々の施設においての人員配置（増員を含む）の適正化が前提となることが必要であり、また協議会としてバックアップしてほしい。（法内施設化等を含めて）
- ・業務内容、職員、補助金、等々、現状と矛盾が多い。
- ・情報提供施設の名にふさわしい職員の配置を考えてほしい（現状に見合うよう

に）

- ・民間施設での運営面で人的・物的に制限されることによりなかなか動きの取れない状況と思われる。枠を拡大されることを望みます。また補助対象人員についても再考の必要があると思われます。例えば、中途失明者、高齢者への対応のための人的枠の拡大。
- ・先の法改正もさることながら、我々の施設を取りまく情勢は新しい時代への対応を求めています。かようなことへの適応にあたっては、素案に示されているように、広範囲にして抜本的な改善が常に必要かと思えます。これについても他部会との調整が必要。
- ・情報提供施設ということで視覚障害者の福祉面でのサービス充実をどう考えるのか。県に1箇所しか施設がなければ総合施設としての役割を担わざるを得ない。
- ・名称変更に伴う文言の変更程度でもいいのでは。
- ・身体障害者福祉関係法令通知による名称を変更するワーキンググループ等で検討

委員会を作り、審議をしていただき、委員会、館長会議に提出してもらいたい。

- ・「点字図書館ネットワークの構築、サービスの標準化」ならば、「必要な職員に音声訳指導員を加える」だけでいいのか。通信担当職員、情報サービス担当職員などは加えなくていいのか。
- ・原則として協議結果には賛同したいが、例えば拡大写本などの取り扱いにおいて実施していない館が新たに対応する場合、準備等に期間を有する。この点についてご配慮願いたい。
- ・予算確保と人員配置が可能となる運営基準の改訂を検討してほしい。

改訂項目の具体的提案：

- ・第11条運営委員会改訂案賛成。
- ・OA機器室（パソコン点訳、蔵書管理、貸出業務）、休憩室（奉仕者同士が情報交換できる場）を追加。
- ・「録音指導員」または「音声訳（音訳）指導員」または「朗読指導員」を加える（4館）。
- ・職員定数の再検討。
- ・現行職員に音訳指導員及び端末操作員の2名増を要望する。
- ・点字図書館設備の中に「校正室」を入れるべきである。
- ・素案の2（3）「指導、訓練と斡旋」は表現すると全国的には無理が生じるおそれがある。
- ・職員：音訳指導員、事務員また情報担当者。業務：管理運営の見直し。設備：対面朗読室、OA機器室。
- ・中途失明者指導員、情報機器専門指導員を増員。
- ・設備及び運営について：情報提供施設と補装具製作の基準が現在1本化されているが、改定時に分けて定める。種別が「点字図書館」「出版施設」と「聴覚障害者情報提供施設」とあるが、点字図書館は「視覚障害者情報提供施設」と改めて、名称にふさわしい内容を全面見直し検討する。基準の見直しにあたっては特に蔵書冊数、設備及び職員配置について全国画一的でなく、規模を定めて数字に示してはと提案したい。

現状のまま 意見：

- ・運営設置基準を拡充していくと弱小点字図書館の場合は排除される可能性がある。

その他 意見：

- ・大会の決定を尊重します。

3 会則等の改正について

部会規約の改正と協議会会則の改正の両方に関する意見：

- ・部会イコール協議会である現状では内容のほぼ同一の会則の2本立ては意味がない。協議会会則をもって部会会則とすると決めておけばよいと思う。会則改正は会の将来を大きく左右する事項なので全国加盟館の意見をできるだけ反映させる努力が必要。
- ・法改正や不測の事態が生じた時に改正するという方向でよいのではと思います。

- ・必要に応じ再検討することも意味がある。
- ・厳密に言えば、近畿ブロック = 近畿視情協ではないので、ブロック代表や学識経験者を選ぶ組織あるいは会合が持っていないが、どうするか。

(1) 部会規約の改正について

「改正が必要」につけ加えられた意見：

- ・名称変更を伴うので規約改正は避けられない。
- ・他の部会（出版、用具）との整合性をどう関連づけるか十分検討してほしい。理由は、その名称が他の部会にもおよぶものと考えられるから。
- ・議決機関としての館長会議を廃止したことには反対する。規約としての整合性に欠けるところがあり、より広範で厳密な論議が必要。
- ・部会活動の活性化を図る上で支障があれば改正されて当然である。
- ・拡大写本などの取り扱いにおいて実施していない館が新たに対応する場合、準備等に期間を有する。この点についてご配慮願いたい。

改正項目の具体的提案：

- ・改正案では施設長がなくなっていますが、これがないと組織の弱体化は否めません。必要の都度、開くことができるようにしておいてはいかが。
- ・館長会議が消えて運営委員の方に権限が委譲され、代議員制民主主義的傾向になっている。現実としては納得できるが、懸念が残る。「総会」等で位置づけることはできないか。「19条規約の改廃」との連関はないか。
- ・「九州ブロック」を「九州・沖縄ブロック（略称、九州）」に。役員、運営委員に監事2名を加える。第10条2の常任委員会を常任運営委員会とする。
- ・第19条 「賛成を得るものとする」を「賛成を得なければならない」とした方がよい。
- ・運営委員会に加盟施設・団体の意見を反映するため、各ブロック代表者は各ブロックごとの施設・団体の選出とし、第12条の「運営委員会は」の後に「各ブロックごとに選出された」の文言を追加する。

その他 意見：

- ・改正案について不明な点があるので保留とする。
- ・大会決議を尊重します。

(2) 協議会会則の改正について

「改正が必要」につけ加えられた意見：

- ・会名称が変われば、当然、改正の要あり。
- ・運営を円滑にするために、現行不十分であれば改正すべき。
- ・点字図書館部会と全点協はコインのうらおもてと説明されてきたが、そうでないとするならどのような位置関係になるのか全く見えてこない。したがってこのままでは賛成できない。また、役員選出を役員会で行う（8条）とあるが、これは組織原則に反しておかしい。さらに、6条の2で本会役員が点字図書館部会役員を兼務するとあるが、逆であって、点字図書館部会役員が本会役員を兼務すべき

ではないのか。

- ・ 第 5 条 (4) 施設長・職員の資格に関する事としてあげた主旨について具体的に説明してほしい。
- ・ 原則として協議結果には賛同したいが、例えば拡大写本などの取り扱いにおいて実施していない館が新たに対応する場合、準備等に期間を有する。この点についてご配慮願いたい。

具体的改正項目の提案：

・ 現行会則の名称、第 1 条、第 4 条の「点字図書館」を「視覚障害者情報提供施設」に、第 2 条、第 2 0 条の 2、細則の日本「盲人」社会福祉施設協議会を日本「視

覚障害者」社会福祉施設協議会に、第 3 条の「点字図書館」事業を「情報サービス」事業に、第 4 条の「盲人」福祉を「視覚障害者」福祉に、細則の「点字図書館」部会を「情報サービス」部会に変更する。

- ・ 全国ブロックの再編（歴史があるが）をあわせて検討すべき。役員（会長・副会長・理事・監事）は理事会で選考（推薦）するも、総会で選出決定すべきである。政策委員会と企画委員会の業務は一般にいう理事会の業務で、理事会の理事の業務を考えれば、いくつも委員会を設ける必要はないと考える。
- ・ 「総会」が削除されているが、「総会」なりの位置づけが必要ではないか。
- ・ 第 5 条 (4) の「資格」は必要か。九州ブロックを「九州・沖縄ブロック（略称、九州）」とする。
- ・ 第 1 1 条の「役員会は」の後に「各ブロックごとに選出された」の文言を追加する。

その他 意見：

- ・ 改正案について不明な点があるので保留とする。
- ・ 大会決議を尊重します。

部会・協議会名称について誤解がありませんように

部会名称や協議会名称が変更されても、各施設で「点字図書館」の名称を使用するかしないかは、各地域、各館の全く自由です。たとえば、「北海点字図書館」などはとてもすてきな名称だと思います。部会・協議会名称の変更後も継続して残されたいのではないのでしょうか。

いま、私たちは、社会や行政に対応するために日盲社協の部会名称と協議会（全点協）の名称についてのみ検討をしているのです。各地域における各施設の名称を直接に拘束するものではありません。

— 講演記録 —

これからの点字図書館に望むこと

厚生省社会局更生課
専門官 河野康徳

この講演記録は昭和58年秋に金沢で開催された全点協大会での講演をテープ起こしたものです。その内容は今日なお有効と思われるので、ご本人の承諾を得て掲載させていただきました。ごく一部手直ししていただきましたが、本文は原則的に当時のままです。なお、局、課名も当時の名称を使用しています。

これからの点字図書館をどのように運用していくかという問題ですが、これに関しては、昨年3月に身体障害者福祉審議会から答申が出され、その一部に点字図書館に触れた部分があること、もう一つは、答申の出た直後の昨年4月に、点字図書館の暫定的な運用基準を決めた厚生省社会局長通知が出された。更に今年8月に身体障害者福祉基本問題検討委員会から報告書が出され、この中でも点字図書館について言及している。こうした一連の動きの中で、点字図書館側としては、国の動きに不安を抱いているということなので、この問題について述べてみたい。

審議会の答申については読んでいただければ御理解いただけと思うが、その中で、点字図書館にどのように触れているかをみると、その第1点は、従来、点字図書館は法律で定められ制度化されてきたが、近年録音テープ等の普及等によるニーズの変化に対応する視覚障害者のため情報文化センター的機能を持ったものに発展させる必要

があるとしている。点字図書館を最近のニーズに対応できる形に名称も含めて発展させること、つまり機能の充実を強調していると言える。

第2点は施設のあり方についてである。現在の身体障害者更生援護施設は、現在18種類あるが、これを再編統合する必要があるとの反省から、四つのカテゴリーに分類する。つまり、更生施設、授産施設、生活施設、地域利用施設とし、点字図書館などはに分類して今後のあり方を検討するということとなった。身体障害者福祉センターは現実には法律上の根拠はないが、予算措置で県レベルの地域を単位とするA型センター、人口10万人の地域を担当するB型センター、或いは更生センターというもの、更に広域の地域利用施設など、法制化されていない各種施設と、点字図書館、点字出版施設、盲人ホームなどを含めている。B型センターは社会参加促進事業、デイ・サービス事業等を実施する拠点でもあるが、それに通所授産施設の機能もつけ加えることが望ましいこと、

機能に併せ、情報文化センター的機能を統合した盲人福祉センターの必要性について検討する必要があるとしている。ここが微妙なところで、答申を正確に理解していただくために引用したが、点字図書館の機能の拡充と、B型センターに情報文化センター等の機能を統合した盲人福祉センターの必要性を検討すべきことを述べたもので、必ずしも一体化を強調していない。点字図書館は点字図書館として機能を発展強化させながら、B型センターの機能に併せて地域利用施設として運営していく必要があるというのが趣旨であって、点字図書館を福祉センターの中に統合しろというのではない。

次に、答申の出た直後の57年4月に、社会局長名で点字図書館の運営基準について暫定的に補足した文書が出たが、この中では、「従来の機能に加えて地域における視覚障害者の福祉センター的機能を併せ持つ必要性が高まっているので、今後、点字図書館の整備運営に万全を期せられたい」となっていて、先の答申よりも更に一步突っ込んだものであり、点字図書館そのものは、地域福祉センター的機能を併せ持つ必要性が高まっている、という表現になっている。

第3番目は、去る8月に出た基本問題検討委員会の報告書であるが、この中で、「地域利用施設について、身体障害者福祉センターを法的に規定する必要がある。この場合、全国的規模において総合的運営を行うものの機能をより効果あらしめるため、その位置づけについて考慮することが必要である。」とし、「点字図書館については、名称と実態に乖離がみられるので、名

称の再検討の必要がある。」とある。

以上三つのものをみると、微妙にニュアンスの違っていることに気付く。要するに、地域利用施設としての身体障害者福祉センターを法律に明記せよ、それについては地域利用施設の問題のほかに、全国的規模を持つ施設についても法に規定しなさいと言っている。そして点字図書館については名称等の再検討について述べられているに過ぎない。この点が、答申とも局長通達とも違うところである。基本問題検討委員会報告書は福祉センターのことと点字図書館のことは分けて書いているのである。

そこで結論的に申し上げると、直近の報告書では、福祉センターと点字図書館の問題は分けて取扱うということが明確になってきているから、これは従来の方針を踏襲するということを示している。その意味において、点字図書館側の懸念 — 福祉センター構想に反対という意見も含めて — は、過剰な心配ではないかと思われる。点字図書館は名称と実態の乖離をうめるような方向で再検討する必要があるとしか述べていないのであって、このことは従来路線を踏襲して若干の変更 — ニーズの対応に必要な変更を検討せよと言っているに過ぎないのである。ただ、私個人としては、名称の変更だけにとどめるということに止まっているのには不満が残る。このことについて述べ、皆さんと共に考えてみたい。

点字図書館のあり方を考える場合、その原点となるべきものは、極く単純だが、「盲人が点字図書館に何を期待しているか、何を希望しているか」で

的確に伝えていくか。」である。その盲人の希望は大きく分けて次の4点あると思う。

読書および日常生活上の情報をうけたいこと。

その情報を最適な方法、手段で得たいと願うこと。

その情報をできるだけ迅速に得たいこと。

その情報を正確に得たいこと。

従って、点字図書館としては、この4点に対応すればよい訳であるが、それには、読書だけではないということ、点字・録音といったメディアの問題、量とサービスの問題、質の向上の問題等が含まれている。この点については昨年この会においても申し上げたところである。

この原点に立って、今後検討すべき課題は何かということになるが、その第1点はサービス内容に関する問題である。点字図書館に求められる情報ニーズを、点字図書館は、公共図書館のような純粋図書館としての機能と日常生活上の細々とした情報ニーズのサービス、つまり非図書館的なものが果して分けられるかという疑問である。点字図書館では、一般の情報とプライベートな情報が分けられず、密着しているように考えている。つまり、純粋な図書館としての公共図書館がやっていることのみを行って、それで点字図書館の任務は終わりと言えるだろうか？

読書と生活上の情報が分けられないという前提に立って法律に定める点字図書館の規定をふりかえってみると、福祉センター的性格を持ったものであるということは明白である。点字図書

館は福祉センター的要素を最初から包含してきたし、盲人側の希望にも応えるものとして制度化されてきているというふうに見ざるを得ない。とは言っても巷間言われているリハビリテーション・サービス、歩行訓練、家庭生活訓練までは含まない。あくまで情報提供機関としての機能である。この観点に立って今後の点字図書館の体制のあり方を検討することが重要な第1点と考える。

次に第2点として、サービス・システム、いわゆるネットワーク形成について真剣に考えなければならない。これは点字図書館の今後の死命を制するとまで感じている。日盲社協点字図書館部会、或いは地域でネットワーク化に努力されてはいるが、まだ本格的なものとは言えず、緒についたばかりとしか言えない現状である。近年、公共図書館においても、ネットワーク形成が真剣に検討されている。いわんや点字図書館ではこれ抜きでは今後を語ることが出来ないと言えよう。この問題の重要性は、公共図書館と違って点字の世界では逆ネットワーク形成がなされているというところにある。全国の盲人が盲人の目から見て、自分のニーズにあった点字図書館を全国から選び、重複登録しているという状態だからである。そうした実態も踏まえながら考えないと、どれだけ点字図書館を増やしても、地域の盲人から選択されないという事にもなりかねない。それに対応するためにもネットワーク形成は研究を要する最大のテーマと考える。

サービス・システムのポイントは、地域におけるネットワーク形成をど

縦のネットワーク形成も重要である。つまり、全国の基幹的な点字図書館を軸にして縦の系列でネットワークを形成すること。更に、

公共図書館とのネットワーク化も当然の課題である。

この問題については法制的にもしっかりしたものがないと、うまく行かないのではないか。昨年 of 局長通知にもネットワーク化の問題は触れられてはいるが、しかし、これだけでは弱い。特に縦系列のネットワークは法的な根拠がないと極めて弱いものになりかねない。これは補助金、委託費といった財政との関連もあるので法的な根拠が必要なのである。この意味で、8月に出た報告書にはセンターと点字図書館を分割し、点字図書館は名称のみ検討せよとなっているが、将来最も大きな問題化が予想されるサービス内容、特にネットワーク形成について全く触れられていない。私個人として報告書に不満があるのというのはこの点である。

第3の問題は質的な問題である。盲人から正確な情報を求められる点字図書館は、質的な向上を考えなければならない。この問題は具体的な実践論であって、日盲社協点字図書館部会などの御活躍に期待されるところであるが、極めて重要なポイントとなる。以上、三つの点が点字図書館のあり方を考えるテーマであると考えている。

以上の問題提起に関連して、国の立場としても、当面何を検討課題として考えるべきかについて述べてみたい。

最近障害者問題に関して新たな福祉理念としてノーマリゼーションということが言われる。点字図書館にも大きくかかわっていると思うので考えてみ

たい。本来、ノーマリゼーションの言葉も考え方もデンマーク、北欧から発生し、元来は精薄者の施設の改革運動から出たと言われ、障害者の存在を弱者的な、あるいは救貧対策的な、または特殊の隔離的な存在として捉えるのではなく、あくまでも障害者の人間性を尊重するというか、人権の視点に立った手法を社会福祉の方法として持っていくべきであるという考え方であると思う。障害者の生活を普通の生活者と同じリズムを保つように、生活条件を整備する。更に、それを発展して、障害者においてもあらゆる文化的手段は通常 of 人間生活で行われているような手段に通常化していくということに尽きると思う。やはり障害者といえども一般 of 社会資源を非障害者と同時に使用することがその理想であり、本来そうでなければならない。特殊な存在とみるのは人間本来 of 姿ではない。障害者に使いにくい社会資源は使い易いように改善していくことになる。これがノーマリゼーションとして理解され行われようとしているのである。このことは、点字図書館にとってかかわりの深い基本的な問題である。

ただ、障害者または障害関係者の心しななければならないことは、一般論はそうであるが、社会認識や情勢は必ずしもそうでないところに問題がある。一般論 of 裏の問題が付随するからである。障害者は特別なニーズを持つ存在である。普通 of 人間的欲求は勿論であるが、障害を持つが故に、特別 of ニーズが付随してくるのである。それに対しては特別 of 手段を講じなくてはならないのは当然である。このことによつて普通人 of 生活を確保できることにな

従って抽象的な一般論から言うと、ノーマリゼーションの究極は点字図書館は不要という極論にまで発展する問題を秘めている。しかし、障害者は一般論では律し切れない訳であるから、そこに点字図書館の存在意義もあると考えざるを得ない。それが世上強調されつつあるノーマリゼーションに対する福祉サービス、特に点字図書館業務における位置づけを考えていく一つのきっかけが掴めるのではないかということでノーマリゼーションの二つの面を見た訳である。このことは例えば障害者の雇用の問題にもみられることで、一般論では律し切れない面があることでも理解されよう。また、それと類似の関係が公共図書館と点字図書館の関係においても当然言いうるし、この辺を軸として今後発展的に考えていく必要があると思う。

最近、ノーマリゼーションと平行してよく使われる福祉の手法にインテグレーションという言葉がある。これはノーマリゼーションの現実的方法として理解される面がある。例えば、障害児と普通児を統合的に教育する場を形成することをインテグレーションということもあるが、福祉の世界では、そこまで考えなくても、障害者の生活が非障害者と同等の生活条件を保てるように障害者が社会に参加していく姿、それを進めるのをインテグレーションということもある。また、ある目的を達成するために種々の手法を組合せ、調整しながら行うという手法もある。例えば、点字図書館、公共図書館にはそれぞれのあり方があると思うが、それを対立的に考えるのではなく、それを調整しながらニーズに的確に、迅速

にに応じていくという考え方、そのために現在ある制度、施設、方法を最大限に活用しながら総合的に進めることが、インテグレーションの手法から学ぶ必要があると思う。このことは、ネットワーク形成にも当然つながる考え方にもなるものである。

以上、これからの点字図書館のあり方を課題的に捉える前提としてノーマリゼーション、インテグレーションに関連しつつ考え方を整理しながら話してみた。

それでは具体的に我々は何をなすべきかを提起してみたい。点字図書館のサービス業務を具体的にどれをどうすべきかということは、皆さんの方が当事者であるから、ここで述べることはしない。ただ、点字図書館としても、国としても当面、何に最も力を入れてなすべきかを考えるとき、最前から申したことに尽きるが、その中でもネットワーク・システムを真剣に検討することが重要であると思う。先に点字図書館部会は立派なハンドブックを出版されたが、これは実際に担当している皆さんの努力によって出来あがったものであるが、ネットワーク・システムも、国の立場から作るのではなくて、実践的な立場の中で、しかも誰もが納得できるものを考えてほしいと思う。その場合も横のネットワークのみでなく、縦のネットワーク、公共図書館とのネットワークも検討の対象として欲しいと思う。というよりも発展のためには当然やっておかななくてはならない問題である。点字図書館は現在100館に近づこうとしている。今後、この割でふえるとすれば将来200館にも

が、このままで増え続けて良いかを想定しながらサービス・システムを全国的な立場で考えていかななくてはならないと思う。

最後に、もう一つ申し上げたいことは行政に対するアプローチの問題である。先ほど、最近の厚生省における点字図書館をめぐる動きについて重要なポイントを三つあげた。答申、通知、報告書である。これを日盲社協として、或いは点字図書館部会として常に横目で見てきた筈である。それが出来あがり、報告されたものが不服であると言われても、それは困る。厚生大臣が諮問を出してから、4～5年もかかって、この問題に取り組んでいたことは周知の事実である。この間、行政に対して正当な形でアプローチがあったか、私

は大きな疑念を持っている。出来あがったものに不服を申し立てるのではなく、検討されている間にもっと声を大きくして言って欲しかったと思う。行政の立場でいうと、行政は憶病であり慎重である。危ない橋は渡らない。これが行政である。それに活力を与えるのは現場で実践されている皆さんの知恵である。その意味において今後も積極的に正当にアプローチしていただきたい。一部の人が出てきても耳をかすことは出来ないが、皆さんの総意に基づいて、誰もが納得できる線をアプローチしていただきたい。財政当局にも意見が言え、それならというものであってほしい。結果だけを見て云々してほしくないとしり上げて、私の講演を終わります。

~~~~~ 短 信 ~~~~~

《 訃報 》

日本盲人福祉委員会会長の実本博次氏が、病氣療養中のところ、8月24日、死去されました。78歳でした。26日、東京都文京区の聖テモテ協会で密葬が行われました。

氏は、昭和18年東京帝国大学卒業後、厚生省援護局長退官まで厚生省一筋に歩られました。その後、財団法人社会福祉研究所会長、日本リハビリテーション振興会理事長、テクノエイド協会理事長、社会福祉法人日本職能開発センター会長、日本点字図書館会長などの他、福祉関係の審議会委員も多数つとめられました。ソフトな語り口の中にも情熱を秘め、誰からも敬愛されるお人柄でした。

平成7年、長年にわたる視覚障害者への自立支援の功績により、ヘレンケラー・サリバン賞を受賞されています。

《 第22回全点協岡山大会 》

第22回全点協岡山大会は、10月24日(木)～25日(金)、アークホテル岡山において開催されます。参加申し込みは9月10日(火)、第22回全国点字図書

《 全点協フォーラムの発題者募集について 》

10月25日（金）全点協大会2日目に「視覚障害者情報サービス」フォーラムを開催します。今後の視覚障害者情報提供施設・点字図書館のあり方にご意見をお持ちの方はふるってご応募ください。また、周辺のボランティアの方々にもお知らせください。詳細は全点協事務局まで。

—— 募 集 ——

視覚障害者用録音図書デジタルシステム

D A I S Y フィールドテストに関して

D A I S Y / P L E X T A L K のフィールドテストを、12月から6カ月間、実施することが決定しました。参加希望施設を募集いたします。

参加条件等は9月中旬に決定されます。また、数に限りもありますので、必ずしもご希望に添えるとは限りませんが、加盟各施設のご意向を伺いたいと思います。

参加希望の施設は全点協事務局までご連絡ください。

————— カレンダー —————

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 8月20日（火）～21日（水） | 機械化委員会（大阪）              |
| 21日（水）～22日（木）   | 第16回点字指導員資格認定講習会（大阪）    |
| 25日（日）～31日（土）   | I F L A ・国際図書館連盟北京大会    |
| 26日（月）～30日（金）   | W B U ・世界盲人連合カナダ・トロント大会 |
| 9月 6日（金）        | 日盲社協企画委員会準備会            |
| 28日（土）          | 日盲社協企画委員会・理事会           |

お知らせとお願い

—— 編集後記に代えて ——

- 1 . 六部会再編については、提案骨子部分について次号で扱います。
- 2 . 本通信のデータを希望される施設はご連絡ください。
- 3 . アンケート回答の際、いろんな質問をいただきました。次号でできる範囲内でお答えします。
- 4 . アンケート集計結果をご覧いただき、感想、意見、提案などお寄せください。



